

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 配布資料

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組について

東京都	1
新宿区	2
八王子市	4
神奈川県	5
川崎市	7
大阪府	8
大阪市	1 1
京都府	1 3
京都市	1 5
兵庫県	1 7

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：東京都

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

(2) その他

昨年10月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき啓発等の取組を実施

(参考) 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第3章の概要

(1) 趣旨<第8条>

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第4条第2項に基づいて、法第2条に規定する不当な差別的言動の解消を図る。

(2) 定義<第9条>

「公の施設」「表現活動」

(3) 啓発等の推進<第10条>

不当な差別的言動を解消するため啓発等を推進

(4) 公の施設の利用制限<第11条>

公の施設における不当な差別的言動を防止するための利用制限について基準を策定

(5) 拡散防止措置及び事案の概要等の公表<第12条>

○ 不当な差別的言動の拡散防止措置

○ 事案の概要等の公表

(6) 学識経験者等で構成する第三者機関（審査会）の設置<第13条～第17条>

知事の諮問に応じて、不当な差別的言動に該当するか否か等について調査審議

(7) 表現の自由等への配慮<第18条>

表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：新宿区

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

(1) 選挙運動等におけるヘイトスピーチについて

新宿区では、平成29年執行の東京都議会議員選挙、平成30年執行の新宿区長選挙、平成31年執行の新宿区議会議員選挙の各選挙において、法務省作成チラシ「ヘイトスピーチを許さない」を、立候補予定者説明会席上において配付している。

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

(2) その他

新宿区が設置した公の施設において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第2条で規定する、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するため、施設管理者等が各施設の設置及び管理条例等に基づく運用により利用制限を適用する際に、拠るべき基準として「新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準」を策定した。

【施行日】

令和元年10月1日

【対象施設】

地方自治法第244条第1項の規定による区で設置した「公の施設」であつて、区の設置・管理条例で定めるもの及びこれに準じる施設

【利用制限の要件】

利用申請者が施設を利用するに際し、以下2つの要件をいずれも満たした場合に、利用制限を行うことができるものとする。

- (1) ヘイトスピーチが行われる蓋然性が高いこと（＝言動要件）
- (2) ヘイトスピーチが行われることに起因して発生する紛争等により、施設の安全な管理に支障が生じる事態が予測されること（＝迷惑要件）

【利用制限の類型】

不許可／許可の取消し

※許可する場合であっても条件を付せる

※利用申請行為を伴わない場合でも管理条例等の規定により制限はできる

【学識経験者意見聴取会】

利用制限の要件への該当性並びに不許可又は許可の取消しの妥当性について判断するに当たっては、施設利用の態様等を踏まえ、原則として学識経験者意見聴取会(仮称)の意見を聴くことにより、公平性・中立性を確保する。

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：八王子市

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

(2) その他

○ 選挙における取組について

- ・法務省作成の啓発リーフレットを活用した啓発活動の実施

平成29年7月執行の東京都議会議員選挙時に、東京都選挙管理委員会事務局を通じて配布のあった「法務省作成の啓発リーフレット」について、平成31年4月執行の八王子市議会議員選挙時にも、本市選挙管理委員会事務局より法務省へ依頼し当リーフレットの提供を受け、立候補予定者説明会において全立候補予定者へ配布した。

説明会においてはその他にも、市内視覚障害者団体より立候補予定者への要望として提出された文書の写しを配布するなど、合理的配慮の提供や差別の解消に向けた取組を実施している。

今後も、公正な選挙の執行に資するよう、関係機関と連携を図り、各種啓発活動を実施していきたい。

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：神奈川県

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

(1) 選挙運動等におけるヘイトスピーチについて

先の統一地方選挙においては、どのような言動がヘイトスピーチに当たるのか、厳密に定義されていないので、ヘイトスピーチが行われていたかどうか本県として判断することはできないが、一部候補者や政党による選挙活動における言動によって、つらい思いを感じた方がいらっしまったということは、報道等で承知している。

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

(2) その他

- 平成30年度の取組について
 - ・ 有識者会議を開催し、ヘイトスピーチ対策に係る実効性のある取組について、意見を伺った。
 - ・ 人権啓発活動地方委託費を活用して、平成28年度以降、「ヘイトスピーチ許さない。」と記載したクリアファイルをプロスポーツチームと連携して作成し、人が多く集まる試合会場等で配布している。また試合会場では大型ビジョンを使用した広告も行った。
 - ・ 駅改札口のデジタルサイネージを活用した広告や、JR、私鉄で本県オリジナルのデザインを使用した中吊り広告を行った。
 - ・ 国で作成したまんが啓発冊子「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」を複製し配布している。
 - ・ このほか、企業関係者が集まる研修会場などでも、随時「ヘイトスピーチ許さない。」のちらしを配布し、啓発活動を展開している。
- 令和元年度の取組（予定）について
 - ・ 5月からヘイトスピーチに係るインターネット上のモニタリング事業を開始した。
 - ・ インターネット上で差別的な言動を伴う書き込みを行う者が閲覧するサイトに、「ヘイトスピーチ、許さない。」などと記載したターゲティング広告の掲載を予定している。
 - ・ ヘイトスピーチに苦しんでいる当事者を対象とした専門相談窓口の開設を予定している。

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名： 川崎市

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

(2) その他

平成30年3月31日「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン」施行

各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準として策定

具体事例として、これまで計5回、ガイドラインに基づく運用を行い、そのうち4回について、ガイドライン上の「警告」を実施

インターネット上のヘイトスピーチ対策として、職員によるリサーチを実施

条例の制定については、ヘイトスピーチ対策に特化したものではなく、人権全般を見据えた条例として「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)を6月に市議会常任委員会に示し、パブリックコメント(7月8日～8月9日)を実施

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名： 大阪府

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

(1) 選挙運動等におけるヘイトスピーチについて

平成31年4月執行の統一地方選挙において、ヘイトスピーチの事例及び一般府民からの相談・要望はありませんでした。

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名： 大阪府

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

(2) その他

現在、本府においては、ヘイトスピーチは許されないという府の決意を府民に見える形で示すことにより、府民一人ひとりが共に社会の一員として解決すべき課題であるとの共通認識の下、ヘイトスピーチを解消していく機運を醸成するために、条例制定を検討している。

なお、詳細な内容については、別紙のとおり。

大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消に関する条例（案）の概要

(1) 条例制定の背景・必要性

- ハイトスピーチ解消法施行後、全国的に見れば減少傾向にあるものの、依然として、特定の外国人等を排斥する不当な差別的言動が見受けられ、特に、インターネットを利用した悪質な言動が顕著である。
- (参考) 【石川県民グループの全盟におけるハイトスピーチの件数】(ハイトスピーチが行われたと認定された件数は概ね) 2015年 約70件 → 2018年 約30件 出典：警察官事務所「治安の回復と展望」
- 【インターネットによる人権侵害事件の受理件数】(ハイトスピーチのほかに全ての人権侵害事件の件数) 2014年 1,329件 → 2018年 1,614件 出典：法務省人権侵害事件統計
- 大阪では、今後、2025年大阪・関西万博をはじめとした国際イベントや、出入国管理法改正などの動向により、来訪する外国人が、一層増加することが見込まれる。
- (参考) 【来訪外国人旅行者数】 2014年 376万人 → 2018年 1,142万人 (速報値)
- 【大阪府在留外国人数】 2014年 20万人 → 2018年 24万人
- 府では、すべての人が人間の尊厳と人権を尊重し、国籍や民族の違いを認め合い暮らしやすくなる共生社会の実現をめざし、様々な施策を推進してきたが、いまだに特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的言動が行われ、人々に不安感や嫌悪感を与えているだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、また、差別的風潮を生じさせる事態を引き起こしている。
- 今後、ハイトスピーチの解消に向けた取組を、一層進めていくことが重要。

(2) 条例のめざすもの ～共生社会の実現をめざして～

- ハイトスピーチを禁止する条例を制定し、ハイトスピーチは許さないという府の決意を府民に見える形で示すことにより、府民一人一人が共に社会の一員として解決すべき課題であると共通認識の下、ハイトスピーチを解消していくことを目指す。

(3) 条例制定のポイント

- 1 ハイトスピーチ（不当な差別的言動）の定義**
 - ハイトスピーチの禁止を宣言し、許されない言動であることを社会に届付かせるという大阪府の条例の制定目的を踏まえた定義とする。
 - 差別的言動の対象は、ハイトスピーチ解消法では本邦外出身者（外国人）としているが、そのような限定は行わずに、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動とする。
 - なお、対象以外の目的や内容に於ける差別的言動の定義については、大阪府条例における定義と、大阪府条例制定後に施行された法の定義を踏まえたとする。
- 2 各主体の責務を明記**
 - 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策に取り組む等、府の責務を定める。
 - 府民や事業者は、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に関する理解を深め、府が実施する施策に協力するよう努める。
- 3 不当な差別的言動の禁止**
 - 何人も、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動をしてはならないことを明記。
 - 罰則については、大阪府人権擁護推進協議会から、罪刑法定主義の考え方から、何が罰則の対象になるかを厳格に、明確にすることが基本であり、ハイトスピーチの様々な態様を踏まえ、当該行為に対して罰則等を科すことは適当と考へないこと、また、差別的言動は許されないといわれれば当該社会に届付かせるという、条例の制定目的を鑑み、相応に罰則を科す考え方は適当である旨の意見が寄せられている。
 - こうしたことから、罰則規定は設けないこととした。

(4) 条例案の概要

○ 前文

- 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動は許されないことを宣言
- 更なる人権教育・啓蒙などを進めて周知を図り、府民の理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を進める

○ 目的、正意、基本理念を規定（第1条～第3条）

目的： 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に向けた取組みについて、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本政策を定め、これを推進し、相互に国籍や民族を尊重し合いながら共生できる社会の実現

定義： [不当な差別的言動の付録]
人種若しくは民族に属する特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）

[不当な差別的言動の目的、内容又は態様並びに種別又は手法]
情若しくは差別的意識又は暴力又は威嚇を目的と公然と生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は特定人等を著しく侮辱するなど、特定人等であることを理由として特定人等を社会から排除することを目的とする不当な差別的言動

基本理念： 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消は、府民一人一人が共に社会の一員として解決すべき課題であるとの認識の下、行われなければならないことを規定

○ 府、府民及び事業者の責務を規定（第4条～第6条）

- 府の責務
 - ・ 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施する責務
 - ・ 施策の実施に当たっては、市町村との連携を図る等に行つものとし、市町村における人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する取組について協力する責務
- 府民・事業者の責務
 - ・ 府民は、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に関する理解を深めるとともに、府が実施する施策に協力する努力義務。
 - ・ 加えて、事業者には、事業活動を行うにあたり、府が実施する施策に協力する努力義務。

○ 不当な差別的言動の禁止（第7条）

- 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の禁止

○ 不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を規定（第8条）

- 不当な差別的言動の解消の必要性に関する啓発や教育の実施
- 不当な差別的言動に関する啓蒙を推進し、そのために必要な取組の実施

○ 適用上の注意を規定（第9条）

- 条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意。

(5) 今後の取組の方向（案）

- 条例制定を契機に、さらなる啓発、教育、相談体制の充実を図る。
- 事業に効果的に対応するため、府内市町村との連携を推進する。
- 特に影響の大きいインターネット上の事案については、迅速に処置の防止ができるよう人権擁護機関である大阪法務局に削除要請を行う。

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：大阪市

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

(1) 選挙運動等におけるヘイトスピーチについて

大阪市においては、平成31年4月8日に執行された統一地方選挙（大阪府知事選、大阪市長選、大阪府議選、大阪市議選）でのヘイトスピーチの事例等は聞き及んでおりません。（大阪市行政委員会事務局選挙課にも確認済み）。

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：大阪市

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

(2) その他

大阪市では、市民等の人権擁護とヘイトスピーチの抑止を図るため、平成28年1月18日に「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を制定・公布し、同年7月1日から全部施行しているところです。

条例では、市民等からの申出等に基づき、学識経験者などで構成する「大阪市ヘイトスピーチ審査会」の意見を聴き、表現活動がヘイトスピーチに該当する場合、当該表現内容の拡散防止措置をとるとともに、表現内容の概要、表現活動を行ったものの氏名又は名称等を公表することとしています。

これまでの取組状況については、令和元年8月9日時点で、

- ・審査会に諮問した件数：43件

- ・現在調査審議中の件数：29件（※）

 - （うち、市民等から申出があった件数：10件）

 - （うち、市長が職権で取り上げた件数：19件）

 - ※ヘイトスピーチと認定したが、拡散防止の措置や認識等の公表に向けた調査審議を進めているもの2件（いずれも市民等から申出があったもの）を含む

- ・調査審議を終了した案件：14件

 - （うち、ヘイトスピーチと認定し、拡散防止の措置及び認識等の公表を行った件数：6件）

となっております。

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：京都府

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

(1) 選挙運動等におけるヘイトスピーチについて

- 平成30年3月にとりまとめた「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用制限等に関するガイドライン」の適用案件報告の有無について注視。(結果的には報告無し)

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：京都府

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

(2) その他

○京都府内市町村における「ガイドライン」策定に対する支援を継続して実施。(令和元年8月末時点：府内26市町村中、8市町で策定)

○啓発ポスターの作成・配布

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：京都市

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

(1) 選挙運動等におけるヘイトスピーチについて

- 今回の統一地方選挙において、特定の候補者が行う街頭演説や個人演説会に対し、市民の方々から「街頭演説をやめさせてほしい。」「個人演説会に学校施設を貸さないでほしい。」との要望を受けた（把握している限り、国際化推進室、共生社会推進室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、区役所）。
- これに対し、「公職選挙法に則って選挙運動を行っている候補者に対し、行政が演説等を実施させないことは違法となる。その一方で、選挙運動でなされた発言であっても、人権侵害があるようであれば人権救済を申し立てることは可能であること等」の回答を行っている。
- 行政としても、関係機関と情報を共有したものの、公職選挙法に違反していない行為に対して、それ以上の対策を講じることはできず、一部の場所にて混乱が発生する事態となった。
- ヘイトスピーチ解消法においても、事前にヘイトスピーチをさせないための実効性を伴う規定がない中、公職選挙法において規定されている演説等を事前に規制することはできず、現行の法体系下での地方公共団体における対応には限界があると言わざるを得ない。
- このため、選挙運動におけるヘイトスピーチについては、演説の品位保持について定めるように公職選挙法を改正すべきであると考えており、国における早急な対応を求めたい。

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名： 京都市

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

(2) その他

- 「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続に関するガイドライン」の策定（平成30年7月1日施行）
 - ・ 第1回庁内施設管理者向け説明会（平成30年6月28日，29日）
 - ・ 第2回庁内施設管理者向け説明会（令和元年7月2日）

- 啓発
 - ・ 法務省作成の啓発ポスター，チラシを本市関係施設に掲示・配架
 - ・ いわゆる人権三法と多様な性についての本市独自のポスターを作成し，本市施設等に掲示
 - ・ 「多文化共生とヘイトスピーチ解消法」をテーマに本市啓発パネル展を開催
 - ・ 本市人権情報総合誌「きょう☆COLOR」にヘイトスピーチ解消法に関する記事を掲載

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名： 兵庫県

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

(1) 選挙運動等におけるヘイトスピーチについて

平成31年3月27日に、「選挙運動等として行われる不当な差別的言動及びインターネット上の不当な差別的言動への対応について」の通知文について神戸地方法務局からメールにより情報提供を受けたため、本県選挙管理委員会にもメールを転送し、周知すると共に、各市町人権啓発担当課あてに同メールを転送して情報提供を行い、市町関係課に周知するよう依頼した。

また、神戸地方法務局及び県警察本部とも情報交換を行うと共に、県内の市町人権啓発主管課長会議を通じて、再度市町に情報を伝達し、連携して対応していくこととした。

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名： 兵庫県

議題2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

(2) その他

「インターネット・モニタリング事業」を平成30年7月から（公財）兵庫県人権啓発協会に委託して実施している。（モニタリングは民間事業者に再委託）
モニタリング結果について、県内市町への情報提供や研修を通じて、市町でのモニタリング体制の構築を促し、全県的にインターネット上の悪質な差別的書き込みの抑止を図ることに努めている。

また、人権啓発イベントや啓発誌等を通じて、県民へ啓発している。

(1) モニタリングの実施

対象項目：ヘイトスピーチ、同和問題（部落差別）

実施回数：毎月1回

(2) 市町研修を年2回実施予定。（本年度1回目は7月19日に実施）